

競技会に参加する際の新型コロナウイルス感染症への対応について

(一財) 栃木陸上競技協会

- (1) 競技会の開催にあたっては、日本陸上競技連盟のガイダンスに則った対応とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、参加申込み完了後に競技会を中止する場合もある。日本政府または各都道府県による緊急事態宣言が発令した場合などは、県外在住の参加者に対して参加を断る場合もある。その際は栃木陸協 Web サイト等で通知する。
- (3) 競技会は原則として無観客での開催とする。開催時における感染状況や社会情勢に応じて変更する場合があります、その際には栃木陸協 Web サイト等で告知する。
- (4) 競技会参加は原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。
- (5) 感染者への対応
 - 【症状がある場合】
 - 発症日＝症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後（または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となる。
 - 【症状がない場合】
 - 検体採取日から7日経過後に療養解除となる。
 - 【無症状者が経過中に症状が出た場合】
 - 当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になる。療養解除については、保健所の指導に従う。
- (6) 濃厚接触者への対応／濃厚接触者の待機期間について
 - 原則7日間で8日目に解除。ただし、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能。（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求めること）
- (7) 感染疑い者への対応
 - 厚生労働省の薬事承認をうけた抗原定性検査キットを使用し、検査をすることを推奨する。
 - 次のア) およびイ) の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認める。
 - ア) 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している。（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと。）
 - イ) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している。（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと。）
 - ※感染疑い症状とは
 - ▼息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ▼重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）
- (8) 競技会における事故・負傷疾病の防止と運営の円滑化を図る上で、所属校あるいはクラブ（個人登録選手の場合は保護者）においては参加選手全てに対し、競技会参加に必要な知識を理解させておくとともに十分な準備とトレーニングを経験させた上で申し込むこと。指導者・顧問は競技者の心身の状況をよく見極めて参加申込みをすること。
- (9) 競技会に参加する全ての来場者（競技者、競技役員、指導者、引率者、マネージャーなど）に対し、「大会前体調管理チェックシート」の提出を義務づける。様式は栃木陸協 Web サイト等からダウンロードする。
- (10) 高校生以下の全ての競技者については、保護者の同意の上で参加申込みをすること。
- (11) 中高生が学校所属ではなくクラブ所属として参加する場合、クラブ責任者が競技者を引率する。
- (12) 各学校・団体の待機場所等については、三密を極力避け、各自が感染防止に努めること。競技中、練習中以外はマスクを着用すること。観客席においても同様とする。
- (13) その他、競技会に関する連絡事項等については、栃木陸協 Web サイトに随時掲載する。